新潟市介護保険施設等監査要綱

（目的）

第１条　この要綱は，市長が，介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７６条，第７６条の２，第７７条，第７８条の７，第７８条の９，第７８条の１０，第８３条，第８３条の２，第８４条，第９０条，第９１条の２，第９２条，第１００条，第１０３条，第１０４条，第１１４条の２，第１１４条の５，第１１４条の６，第１１５条の７，第１１５条の８，第１１５条の９，第１１５条の１７，第１１５条の１８，第１１５条の１９，第１１５条の２７，第１１５条の２８，第１１５条の２９，第１１５条の４５の７，第１１５条の４５の８及び第１１５条の４５の９並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法（以下「平成１８年旧介護保険法」という。）第１１２条，第１１３条の２，第１１４条の規定に基づき，次の各号に定める介護保険サービス事業者及びその他の者（以下「サービス事業者等」という。）に対して行う介護給付又は予防給付若しくは第１号事業支給費の支給（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより，介護給付等対象サービスの質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

（１）　指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

（２）　指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

（３）　指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

（４）　指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者

（５）　介護老人保健施設の開設者，介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者

（６）　介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又はは医師その他の従業者

（７）　平成１８年旧介護保険法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者，医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者，医師その他の従業者であった者

（８）　指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

（９）　指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

（１０）　指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

（１１）　指定事業者（法第１１５条の４５の５第１項に規定に基づき市長が指定する者を

いう。以下同じ。）若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

（監査方針）

第２条　サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について，第６条に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合，又は介護報酬の請求について，不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において，事実関係を的確に把握し，公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

（監査対象となるサービス事業者等の選定基準）

第３条　監査は，下記に示す情報を踏まえて，指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

（１）　要確認情報

ア　通報・苦情・相談等に基づく情報

イ　国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。），地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ　連合会・他の保険者からの通報情報

エ　介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ　法第１１５条の３５第４項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

（２）　実地指導において確認した情報

法第２３条及び第２４条により指導を行った市又は県がサービス事業者等について確認した指定基準違反等

（報告等）

第４条　市長は，指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは，サービス事業者等に対し，報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ，出頭を求め，又は当該職員に関係者に対して質問させ，若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り，その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

（監査結果の通知等）

第５条　監査の結果，改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については，後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

２　前項で通知した事項については，文書により報告を求めるものとする。

（行政上の措置）

第６条　指定基準違反等が認められた場合には，法第５章に掲げる「勧告，命令等」，「指定の取消し等」，「業務運営の勧告，命令等」，「許可の取消し等」及び法第６章に掲げる「勧告，命令等」，「指定事業者の指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

（１）　勧告

サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合，当該サービス事業者等に対し，期限を定めて，文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは，その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該サービス事業者等は，期限内に文書により報告を行うものとする。

（２）　命令

サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは，当該サービス事業者等に対し，期限を定めて，その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお，命令をした場合には，その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において，当該サービス事業者等は，期限内に文書により報告を行うものとする。

（３）　指定の取消し等

市長は，指定基準違反等の内容等が，法第７７条第１項各号，第７８条の１０各号，第８４条第１項各号，第９２条第１項各号，第１０４条第１項各号，第１１４条の６第１項各号，第１１５条の９第１項各号，第１１５条の１９各号，第１１５条の２９各号及び第１１５条の４５の９各号並びに平成１８年旧介護保険法第１１４条第１項各号のいずれかに該当する場合においては，当該サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し，又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

（聴聞等）

第７条　監査の結果，当該サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は，監査後，取消処分等の予定者に対して，行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第１項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし，同条第２項各号のいずれかに該当するときは，これらの規定は適用しない。

（経済上の措置）

第８条　勧告，命令，指定の取消し等を行った場合に，保険給付又は第１号事業支給費の全部又は一部について不正利得があった場合には，当該サービス事業者等から返還を求めるものとする。

２　命令又は指定の取消し等を行った場合には，当該サービス事業者等（指定事業者を除く。）に対し，原則として，法第２２条第３項の規定により返還額に１００分の４０を乗じて得た額の支払いを求めるものとする。

（国への報告）

第９条　法第１９７条第２項の規定に基づき，監査及び行政措置の実施状況について，別に定めるところにより，厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。

（その他）
第１０条　この要綱に定めるほか，必要な事項は別に定めるものとする。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は平成１９年４月２５日から施行する。
（新潟市介護老人保健施設監査要綱の廃止）
２　新潟市介護老人保健施設監査要綱（平成１４年５月３０日制定）は廃止する。

附　則
この要綱は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は，平成２４年５月２１日から施行する。

附　則
この要綱は，平成２４年６月２７日から施行する。

附　則
この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。